

平成 22 年度 市町決算の概要

1 決算規模

平成 22 年度の市町の決算規模は、歳入、歳出ともに 2 年連続で前年度決算額を上回り、歳入、歳出ともに、調査結果が残る昭和 28 年度以降で最大規模となった。

歳入においては、地方交付税や地方債等が増加したことにより、前年度比 157 億 60 百万円の増加（+2.9%）となった。

歳出においては、補助費等が大幅に減少したものの、扶助費、積立金、普通建設事業費等が増加したことにより、前年度比 159 億 66 百万円の増加（+3.0%）となった。

平成 22 年度の県内市町の普通会計決算額は、

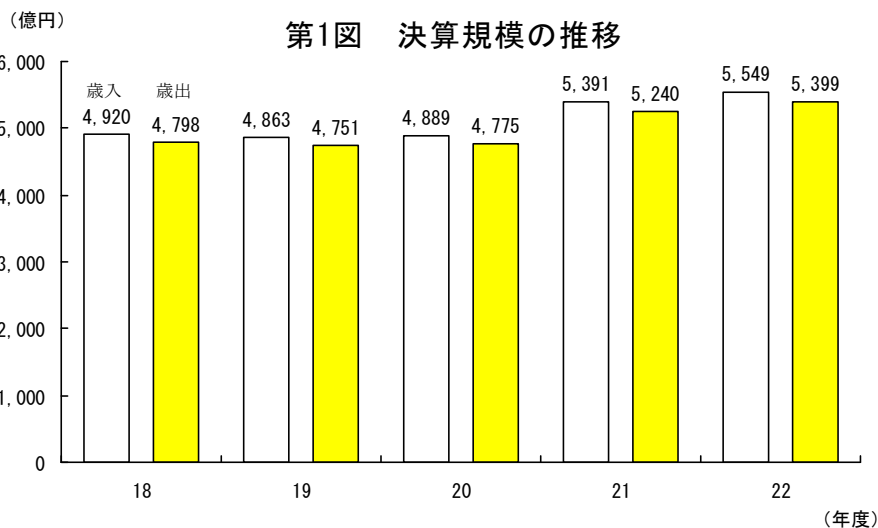
歳入 5,549 億円（前年度 5,391 億 40 百万円）

歳出 5,399 億 20 百万円（前年度 5,239 億 54 百万円）

であり、前年度に比べると、歳入が 157 億 60 百万円（対前年度比 2.9%増）、歳出が 159 億 66 百万円（同 3.0%増）増加し、歳入、歳出ともに調査結果が残る昭和 28 年度以降で最大規模となった。団体区分別にみると、歳入が都市で 3.3%増、町で 1.8%減、歳出が都市で 3.5%増、町で 2.9%減となっている。

歳入の増加については、定額給付金給付事業の終了等により国庫支出金が減少した一方で、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設等により普通交付税が増加したことにより地方交付税が増加したことや臨時財政対策債の発行増により地方債が増加したことによるものである。

歳出の増加については、定額給付金給付事業の終了等により補助費等が減少した一方で、子ども手当の創設等により扶助費が増加したことや財政調整基金および減債基金等への積立額の増等により積立金が増加したことによるものである。



2 決算収支

市町全体の実質収支は黒字であり、全団体が28年連続で黒字を計上している。なお、単年度収支については赤字に転じた。

実質単年度収支は、財政調整基金積立金が増加し、同取崩額が減少したことにより、前年度より黒字幅が大幅に増加した。

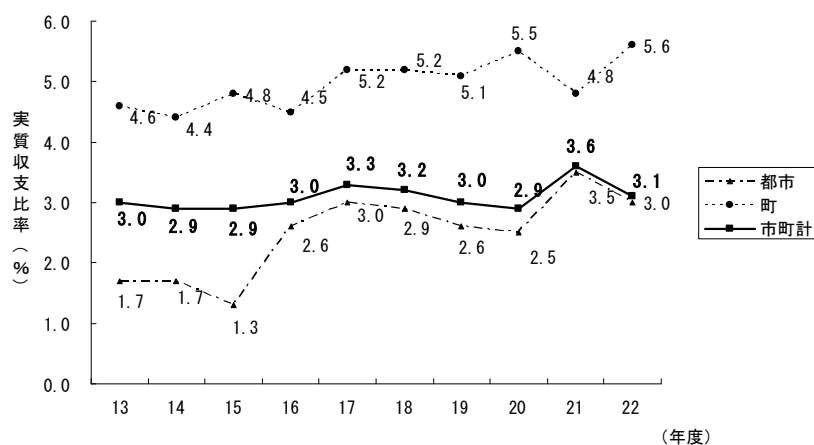
(1) 実質収支

平成22年度における歳入歳出差引額（形式収支）は、149億80百万円の黒字で、これから翌年度に繰り越すべき財源48億27百万円を控除した実質収支は、101億53百万円の黒字となっている。

黒字額は、前年度（114億82百万円）に比べると13億30百万円減少しているが、昭和58年度以降28年連続して全団体が黒字となっている。

実質収支比率（標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）に対する実質収支額の割合）は、都市が3.0%、町が5.6%で、市町全体では3.1%（前年度3.6%）となっている。

第2図 実質収支比率の推移



(2) 単年度収支

平成22年度実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は、都市は赤字、町は黒字となり、県計では13億30百万円の赤字となっている。

また、黒字の団体数は、19団体中13団体（8市5町）となっている。

(3) 実質単年度収支

実質単年度収支（単年度収支額に財政調整基金への積立額および地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額）は、都市・町とも黒字で、県計では124億92百万円の黒字となっている。前年度との比較では、実質収支が減少（13億30百万円減）したものの、財政調整基金積立金の増加（62億24百万円増）および同取崩額の減少（40億37百万円減）により、黒字幅が大幅に増加（73億83百万円増）している。

3 歳 入

平成 22 年度の歳入決算額は、5,549 億円で、前年度に比べ 157 億 60 百万円、2.9%増加している。

これは、定額給付金給付事業の終了等により国庫支出金が前年度比 49 億 33 百万円、6.4%減となる一方で、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設等により普通交付税が増加したことにより地方交付税が前年度比 142 億 52 百万円、18.1%の増、地方債が前年度比 75 億 47 百万円、16.2%の増、となったことによる。

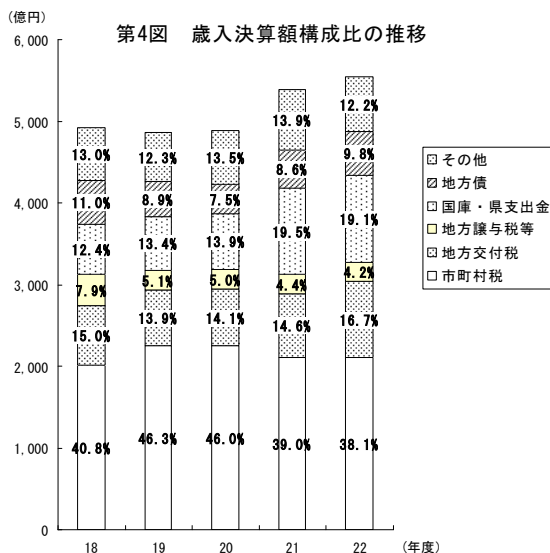
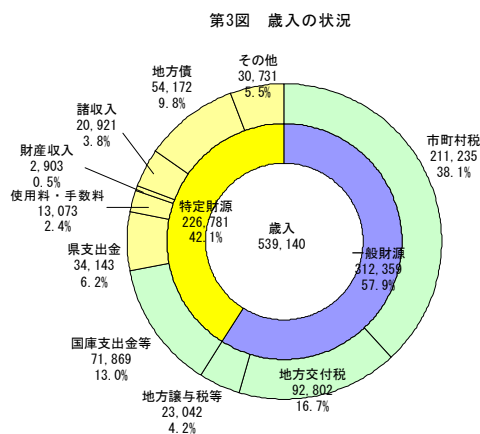
なお、歳入に占める一般財源の構成比は、地方交付税の増等により前年度より 1.0 ポイント上昇し、58.9%となった。

(1) 歳入構造

歳入決算額の内訳をみると、市町村税：2,112 億 35 百万円（歳入総額に占める構成比 38.1%）、地方交付税：928 億 2 百万円（16.7%）、国庫支出金：718 億 69 百万円（13.0%）、地方債：541 億 72 百万円（9.8%）が主なものである。

団体区分別に歳入総額に占める構成比の上位 3 科目をみると、都市においては、市町村税：38.2%（前年度 39.3%）、地方交付税：16.3%（14.2%）、国庫支出金：13.2%（14.4%）に対し、町においては、市町村税：36.7%（35.6%）、地方交付税：22.7%（20.2%）、地方債：9.1%（6.8%）となっており、都市においては市町村税の占める割合が町より 1.5 ポイント高くなっているのに対して、町においては地方交付税の占める割合が都市より 6.4 ポイント高くなっているなど、町は都市より依存財源の占める割合が高くなっている。

また、市町村税、地方交付税および地方譲与税等の一般財源は、3,268 億 38 百万円で、前年度に比べ 144 億 78 百万円、4.6%増加し、歳入総額に占める構成比では、地方交付税が増加したことにより、58.9%と前年度（57.9%）より 1.0 ポイント上昇した。



(2) 歳入項目別の状況

市町村税は、景気低迷の影響を受け、個人住民税が減少したが、企業業績の回復により法人住民税が大幅に増加（75億86百万円増、52.2%増）したことにより、全体としては前年度比0.4%増の2,112億35百万円となった。

地方交付税は、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設等による基準財政需要額の増加、前年度の法人住民税の大幅な減少等による基準財政収入額の減少により普通交付税が増加したこと等に伴い、前年度比18.1%増の928億2百万円となった。なお、臨時財政対策債は前年度比64.1%増の330億33百万円であり、これらを合わせたいわゆる実質的な地方交付税としては前年度比27.5%増の1,258億35百万円となった。

国庫支出金は、子ども手当の創設により児童手当及び子ども手当交付金が増加したものの、定額給付金給付事業の終了等により、全体としては前年度比6.4%減の718億69百万円となった。

地方債は、臨時財政対策債の発行増等により、前年度比16.2%増の541億72百万円となった。

自主財源と依存財源の構成状況は下表のとおりであり、自主財源比率は前年度比2.6ポイント低下の50.3%となった。この主な要因は、自主財源である繰入金が増加したこと、依存財源である地方交付税および地方債等が増加したこと等によるものである。

自主財源と依存財源の構成状況

(単位 百万円、%)

区 分	平成 22 年度		平成 21 年度		比較	
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) - (B) / (B)
自 主 財 源	278,872	50.3	285,241	52.9	▲ 6,369	▲ 2.2
市 町 村 税	211,235	38.1	210,469	39.0	766	0.4
諸 収 入	20,921	3.8	19,144	3.6	1,777	9.3
使用料・手数料	13,081	2.4	13,073	2.4	8	0.1
そ の 他	33,634	6.1	42,555	7.9	▲ 8,921	▲ 21.0
依 存 財 源	276,028	49.7	253,899	47.1	22,129	8.7
地 方 交 付 税	92,802	16.7	78,550	14.6	14,252	18.1
国庫・県支出金	106,012	19.1	105,139	19.5	873	0.8
地 方 債	54,172	9.8	46,625	8.6	7,547	16.2
そ の 他	23,042	4.2	23,585	4.4	▲ 543	▲ 2.3
合 計	554,900	100.0	539,140	100.0	15,760	2.9

4 歳 出

平成 22 年度の歳出決算額は、5,399 億 20 百万円で、前年度に比べ 159 億 66 百万円、3.0%増加している。

目的別構成比では、民生費が全体の約 3 割（29.8%）を占めており、総務費（15.9%）、教育費（13.5%）がこれに続いている。前年度比増加額では、民生費、教育費の順に大きく、減少額では総務費が最も大きくなった。

性質別では、「義務的経費」が、扶助費の大幅増により前年度比 6.9%増、10 年連続の増となる 2,494 億円、「投資的経費」が、その大半を占める普通建設事業費の増により前年度比 7.4%増、2 年連続増となる 656 億 39 百万円となった。その他の経費では、補助費等が大幅に減少した一方で、積立金が大幅増となった。

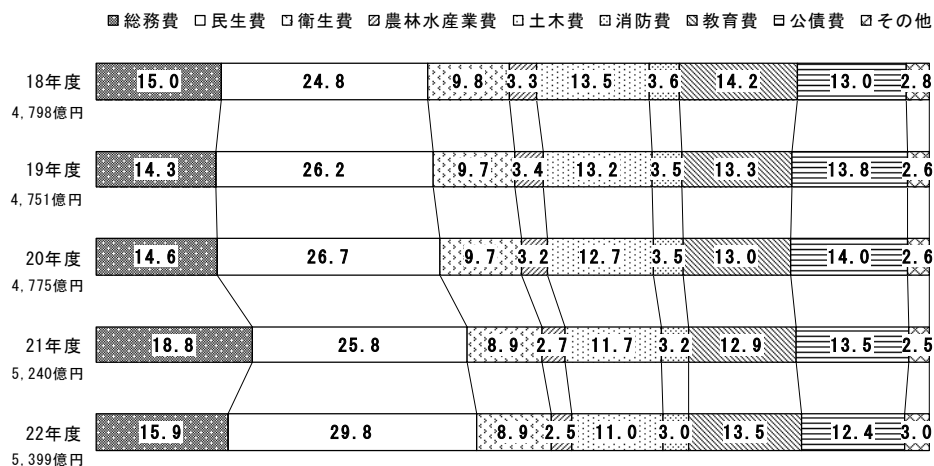
(1) 目的別歳出の状況

歳出総額に占める構成比は、民生費（歳出総額に占める構成比 29.8%）が最も高く、総務費（15.9%）、教育費（13.5%）と続いている。民生費は平成 14 年度以降 9 年連続で最も高い構成比となっている。

決算額の前年度比では、民生費が子ども手当の創設や障害者自立支援関係経費等の社会福祉費、生活保護費など各種社会保障関係経費の増により 252 億 70 百万円の増、教育費が小中学校耐震改修事業など投資的経費の増等により 55 億 42 百万円の増となった一方、総務費が定額給付金給付事業の終了等により 125 億 59 百万円の減、公債費が学校教育施設等整備事業債等の償還減等により 35 億 49 百万円の減、土木費が投資的経費の減等により 17 億 39 百万円の減となった。

また、10 年前（平成 12 年度）の決算額と比較すると、決算額全体が 10%の増となる中、民生費は 76%増、労働費は 55%増、総務費は 24%増となっており、一方で農林水産費は 49%減、土木費は 36%減となっている。

第 5 図 目的別歳出決算額構成比の推移



(2) 性質別歳出の状況

歳出決算額の性質別内訳は、義務的経費 2,494 億円(歳出総額に占める構成比 46.2%)、投資的経費 656 億 39 百万円 (12.2%)、一般行政経費 1,247 億 40 百万円(23.1%)となっている。

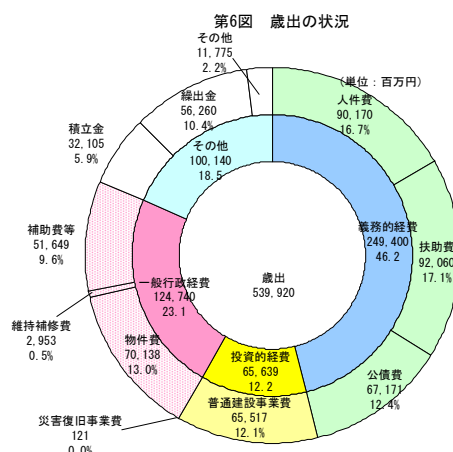
前年度と比べると、義務的経費の割合は 1.7 ポイント増、投資的経費が 0.5 ポイント増、一般行政経費が 5.1 ポイント減となっている。

義務的経費は、扶助費が子ども手当の創設や障害者自立支援関係経費等の社会福祉費、生活保護費の増等により、31.9%の大幅増となったことから、10年連続で増加している。

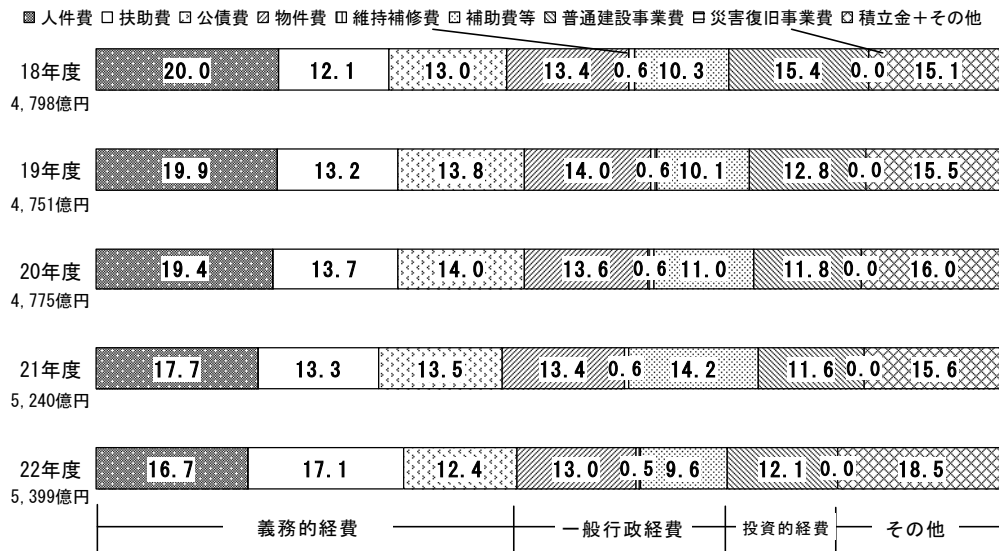
投資的経費は、小中学校耐震改修事業等の増加に伴う普通建設事業費の増により、全体で 7.4%増となり、2年連続の増加となった。

一般行政経費は、定額給付金給付事業の終了等により補助費等が大幅減となったことから、全体で 15.5%の減となった。

また、10年前(平成12年度)の決算額と比較すると、決算額全体が10%の増となる中、義務的経費は 31%増となっている。内訳としては、人件費は10%減となっているものの、扶助費は社会保障経費の増や市町村合併に伴い生活保護事務の県事務(町村分)が市事務へ移行したこと等により168%の大幅増となっており、公債費は18%増となっている。一方で投資的経費は、公共事業の縮減により43%の減となっている。



第7図 性質別歳出決算額構成比の推移



5 財政構造の弾力性

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、分子である経常経費充当一般財源等が、扶助費等の増により増加し、分母である経常一般財源等が地方交付税、臨時財政対策債の増等により増加した結果、全体としては85.8%（都市85.9%、町83.9%）と前年度より5.0ポイント低下（改善）した。

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断する指標の一つとして、一般的に経常収支比率が用いられている。

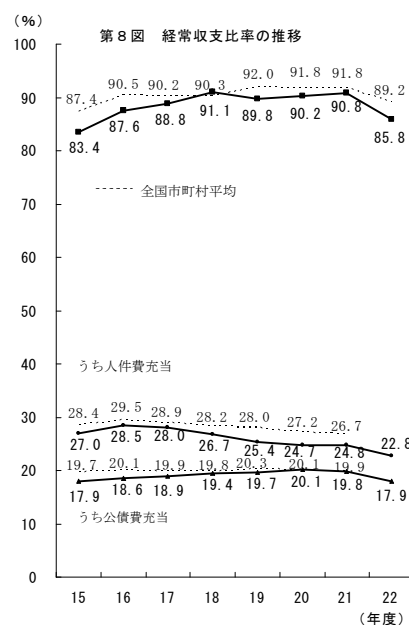
これは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源の経常一般財源等に対する割合を示すものであり、この比率が低いほど財政に弾力性があることを示している。

平成22年度の経常収支比率は、分子である経常経費充当一般財源等が、補助費等（13.7%増）、扶助費（11.7%増）、物件費（2.4%増）等の増により増加し、分母である経常一般財源等が地方交付税（20.5%増）、臨時財政対策債（64.1%増）の増等により増加した結果、全体としては前年度の90.8%に比べて5.0ポイント低下（改善）し、85.8%となった。

経常収支比率の内訳として、人件費に充当されたものの比率は22.8%で、前年度に比べ2.0ポイントの低下、公債費充当は17.9%で1.9ポイントの低下となったが、扶助費充当は8.3%で0.2ポイントの上昇となっている。

経常収支比率を段階別で見ると、90%を上回る団体は2団体で、うち95%を上回る団体は1団体となった。

団体別の経常収支比率の前年度との比較では、1団体において比率が上昇、18団体において低下した。



経常収支比率の段階別団体分布（※括弧内の数値は平成21年度合併前26市町ベース）

年度	率	～70	70～75	75～80	80～85	85～90	90～95	95～100	100～
18		0(0)	0(0)	1(2)	2(2)	4(5)	7(10)	5(7)	0(0)
19		0(0)	1(1)	0(0)	1(2)	7(8)	7(11)	3(3)	0(1)
20		0(1)	0(0)	0(0)	2(3)	8(9)	5(8)	3(4)	1(1)
21		0	0	0	0	7	10	2	0
22		0	0	2	4	11	1	1	0

6 将来にわたる実質的な財政負担

将来にわたる実質的な財政負担（地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高）は、積立金現在高が増加し、地方債現在高、債務負担行為額が減少したことにより、全体としては前年度比で6.2%減少し、4,530億98百万円となった。

地方債現在高は、平成19年度から減少に転じ、4年連続の減少となった。なお、臨時財政対策債を除いた地方債現在高では8年連続の減少となった。

また、積立金現在高は、財政調整基金、減債基金の大幅な増加により、総額では前年度比で21.5%増加した。

(1) 地方債残高の状況

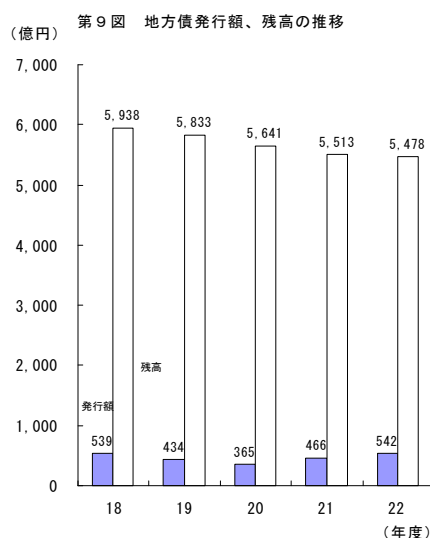
平成22年度末の地方債残高は、5,478億15百万円であり、前年度末(5,512億51百万円)に比べると34億35百万円減少した。地方債現在高は平成18年度まで6年連続で増加していたが、平成19年度から減少に転じ、4年連続の減少となった。

地方債現在高のうち、平成13年度以降発行されている臨時財政対策債の占める割合が年々増加し、1,644億1百万円となっている。臨時財政対策債を除いた地方債現在高では8年連続で減少している。

なお、住民一人当たりの地方債残高は393,849円(前年度397,564円)となっている。

地方債残高の目的別構成比をみると、一般単独事業債(33.7%)、臨時財政対策債(30.0%)、学校教育施設等整備事業債(8.3%)が主なものである。

借入先別内訳をみると、財政融資資金(40.6%)、市中銀行(13.1%)、地方公共団体金融機構資金(11.7%)、旧郵政公社資金(10.5%)等となっている。



(2) 積立金現在高の状況

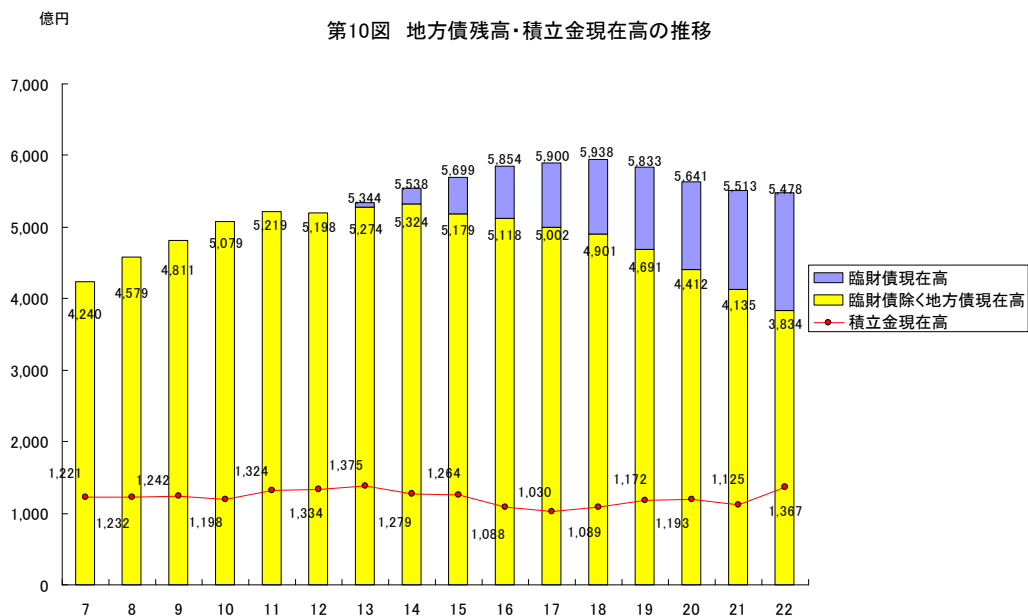
平成22年度末の基金残高は、1,367億32百万円であり、前年度末(1,125億14百万円)に比べると242億17百万円増加し、2年ぶりの増加となった。

基金別の内訳でみると、財政調整基金(現在高399億95百万円)は前年度末に比べて87億10百万円の増加、減債基金(現在高226億73百万円)は78億56百万円の増加、その他特定目的基金(現在高740億63百万円)は76億52百万円の増加となった。

(3) 債務負担行為による翌年度以降支出予定額の状況

平成22年度末の債務負担行為による翌年度以降支出予定額は、420億14百万円であり、前年度末（443億36百万円）に比べると23億22百万円減少している。

なお、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた実質的な財政負担は、4,530億98百万円となり、前年度（4,830億73百万円）から299億75百万円、6.2%減少した。



7 地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率

平成 19 年 6 月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、平成 19 年度決算から健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務づけられた。

平成 20 年度決算からは、健全化法の全面施行を受けて、比率が指標ごとに定められた早期健全化基準、財政再生基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられている。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内では実質赤字が発生している市町はないが、全国では 8 団体に発生している。うち早期健全化基準以上の団体はなし。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 11.25%～15%とされており、財政規模が小さい団体ほど高くなる。また、財政再生基準は 20%とされている。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（または資金不足比率）の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字比率は、県内で発生している市町はない。

県内で発生している市町はないが、全国では 17 団体に発生している。うち早期健全化基準以上の団体はなし。

早期健全化基準については、市町村の財政規模に応じ 16.25%～20%とされており、財政規模が小さい団体ほど高い。また、財政再生基準は 30%とされているが、平成 20 年度および平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%、平成 23 年度決算から 30%と段階的に引き下げられる。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率は、13.5%（都市 13.4%、町 14.0%）となり、前年度に比べて 0.9 ポイント低下している。

なお、地方債協議制度において許可団体とされる、実質公債費比率が 18%以上の団体は、2 団体となった。

実質公債費比率は、地方債協議制度の導入に伴い、すでに平成 18 年度から導入されており、健全化法においても健全化判断比率として採用されている。

一般会計等が負担する公債費（元利償還金）および公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの（準元利償還金）の標準財政規模に対する比率を表し、前 3 年度（平成 20 年度から平成 22 年度）

の平均値であらわしている。

平成 18 年度から地方債は、許可制度から協議制度へと移行しているが、早期の財政健全化への取組を促すための措置（早期是正措置）の一つとして、18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定の上、引き続き許可が必要となる。県内において 18%以上の団体は、1 市 1 町（全団体の 10.5%）となっている。

早期健全化基準については、25%とされており、財政再生基準は 35%とされている。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国では、早期健全化基準以上の団体は 4 団体であり、うち財政再生基準以上の団体は 1 団体となっている。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である将来負担比率は、74.0%であり、前年度に比べて 22.4 ポイント低下した。

健全化法において新たに定義された指標であり、一部事務組合、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表す。

なお、自治体の貯金に当たる基金や公債費に充てる特定財源分（公営住宅の使用料、都市計画事業関連地方債償還に充当する都市計画税等）、地方債現在高に係る普通交付税算入見込額は、将来負担額から控除できる。

早期健全化基準は、350%とされており、財政再生基準は設けられてない。

県内で早期健全化基準以上の団体はないが、全国において早期健全化基準以上の団体は 2 団体となっている。

(5) 早期健全化基準および財政再生基準

県内で早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなし。

県内市町において、早期健全化基準、財政再生基準を超える市町はなかったが、平成 20 年度決算より、この基準を超えると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられることとなった。

なお、平成 22 年度決算において、全国では以下のとおり早期健全化基準以上の団体があった。

- | | | | |
|----------|------------|-----------|------------|
| ・実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） | ・連結実質赤字比率 | 0 団体（0 団体） |
| ・実質公債費比率 | 4 団体（1 団体） | ・将来負担比率 | 2 団体 |

※（ ）内はうち財政再生基準以上の団体数。将来負担比率については「財政再生基準」はなし。